知的財産 の種別	主な争点	専門委員意見の概要	処理結果及び処理年
意匠権	・意匠の類否 ・無効理由の蓋然性 の有無	・登録意匠と差止対象物品の意匠について、物品は同一であり、物品の用途及び機能が共通する。 ・両意匠の形態について、相違点は看者が着目する部分であり、共通点は類否判断への影響が小さいことから、相違点が共通点を凌駕し、類似しない。 ・登録意匠は、先行意匠とは形状の相違があることを含めて意匠全体の形状を観察した場合、無効理由の蓋然性を有するとは認められない。 ・両意匠は非類似であるため、本件申立ては侵害の事実の疎明は不十分であると認められる。	専門委員の意見を踏まえ 輸入差止申立てを不受理 (令和6年)
意匠権	意匠の類否	・登録意匠に係る物品と差止対象物品は、物品が共通する。 ・当該物品の需要者は、概ね正面を含む斜視から観察する機会が多いため、差異点よりも、要部を含む共通点がもたらす美観の方が、より一層支配的であり、登録意匠と差止対象物品の意匠は類似し、侵害疎明は十分と言える。	専門委員の意見を踏まえ 輸入差止申立てを受理 (令和6年)
特許権	技術的範囲の属否	・構成要件A 外観から明らかに充足するとした申立人の主張は、提出資料から 妥当であると認められる。よって、差止対象物品は、構成要件Aを充足する。 ・構成要件C 明細書の記載から申立人が主張する解釈ができるか否かにより、 差止対象物品が構成要件Cを充足するか否か意見が分かれた。 ・構成要件D 明細書の記載から申立人が主張する解釈はできない。よって、差止 対象物品は、構成要件Dを充足しない。 ・差止対象物品は、少なくとも構成要件Dを充足せず、本件特許発明の技術的範 囲に属さないことから、本件輸入差止申立てにおける侵害疎明は十分ではない。	専門委員の意見を踏まえ 輸入差止申立てを不受理 (令和5年)
意匠権	・意匠の類否 ・無効理由の蓋然性 の有無	・登録意匠(部分意匠)と差止対象物品の意匠(当該部分に相当する部分)について、物品は同一であり、物品の用途及び機能が共通し、物品の部分の用途及び機能が共通し、位置・大きさ・範囲も共通する。 ・両意匠部分の形態について、共通点は需要者が注目する部分であり、相違点は共通点に包含される程度のものであるため、共通点が相違点を凌駕し、類似する。 ・登録意匠は、需要者に視覚を通じて美感を起こさせるものであって、工業上利用することができる意匠に該当し、物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠には該当せず、創作性もあるものといえることから、特段の無効理由の蓋然性はない。 ・両意匠は類似であり、また、特段の無効理由の蓋然性はないため、本件申立ては侵害の事実の疎明が十分になされていると認められる。	専門委員の意見を踏まえ 輸入差止申立てを受理 (令和5年)

知的財産 の種別	主な争点	専門委員意見の概要	処理結果及び処理年
意匠権	意匠の類否	・登録意匠(部分意匠)と差止対象物品の意匠(当該部分に相当する部分)について、物品は同一であり、物品の用途及び機能が共通し、物品の部分の用途及び機能が共通し、位置は概ね共通するが、大きさ・範囲はやや相違する。 ・両意匠部分の形態について、共通点は普通に見られるものであり、相違点は使用時等に需要者が注目する部分であるため、相違点が共通点を凌駕し、類似しない。 ・両意匠は非類似であることから、本件申立ての侵害の事実は疎明されていない。	専門委員の意見を踏まえ 差止申立てを不受理 (令和4年)
意匠権	意匠の類否	・登録意匠(部分意匠)と差止対象物品の意匠(当該部分に相当する部分)について、物品は同一であり、物品の用途及び機能が共通し、物品の部分の用途及び機能が共通し、位置・大きさ・範囲も共通する。 ・両意匠部分の形態について、共通点は需要者が注目する部分であり、相違点は共通点に包含される程度のものであるため、共通点が相違点を凌駕し、類似する。 ・両意匠は類似であり、本件申立ては侵害の事実の疎明が十分になされていると認められる。	専門委員の意見を踏まえ 差止申立てを受理 (令和4年)
意匠権	創作非容易性等の欠缺	・利害関係者の主張について、公知意匠を見た当業者が着目する観点の裏付けとなる証拠や、用いられる手法が工業デザイン一般において通常行われている造形処理に過ぎない旨についての証拠は提出されておらず、また、提出された証拠は容易に本件意匠の創作をすることができたことを裏付ける証拠としては乏しいものと言わざるを得ない。よって、創作非容易性の欠缺等に関する無効理由の存在は認められない。 ・なお、申立人より提出された疎明資料については、利害関係者は意見書において、差止対象物品の基本的構成及び具体的構成は、おおむね本件意匠と同様である旨を述べており、疑義は生じない。 ・本件申立ては侵害の事実の疎明が十分になされており、受理することが適当であると認められる。	専門委員の意見を踏まえ 差止申立てを受理 (令和4年)
育成者権	権利消尽について疎明 できているか	・対象物品の輸入差止めが認められるためには、当該輸入行為が、申立人に無断で、本件育成者権の対象である登録品種等の種苗を用いることにより得られた収穫物を業として輸入するものであり(法20条1項本文、2条5項2号)、かつ、育成者権者がその登録品種等の種苗の法2条5項1号に掲げる行為(種苗の生産、譲渡、貸渡、輸出、輸入等)について権利を行使する適当な機会がなかった場合であることが必要である(同条項2号かっこ書)。 ・本件では、申立人が、その登録種苗等について、輸出を禁止した上で利用許諾をしていたにもかかわらず、申立人の意に反して種苗が輸出され、又は日本国内において申立人が知らない間に無断で種苗が生産され、その種苗が申立人の意に反して輸出された結果、海外の一部においてその種苗が無断増殖されており、日本の育成者権に基づいて海外の一部における当該種苗の無断増殖されており、日本の育成者権を行使することが法的に可能であったとはいえない。したがって、その収穫物を輸入する行為は、「種苗について権利を行使する適当な機会がなかった場合」に該当すると解すべきである。 ・申立人補足意見書によると、日本国内における「シャインマスカット」の栽培面積及び苗木の正規販売本数から試算すれば、正規に販売された苗木のほとんどが日本国内で定植されたと推認され、したがって、海外の一部において栽培されている「シャインマスカット」は、ほとんどが日本の育成者権者の許諾なく増殖したものであると推認される。 ・特約違反により権利消尽が生じるかは解釈上明確ではないが、その結論のいかんにかかわらず、上記理由により海外の一部において無断で増殖された「種苗を用いることにより得られる収穫物を」日本に「輸入…する行為」」には、日本の育成者権が及び、育成者権侵害が成立するといえることが適当であると認められる。	専門委員の意見を踏まえ 差止申立てを受理 (令和3年)

知的財産 の種別	主な争点	専門委員意見の概要	処理結果及び処理年
商標権	・指定商品との類否・並行輸入の当否	・差止対象商品は、本件登録商標の指定商品と類似関係にある商品であるといえる。 ・差止対象商品の仕出人は、申立人又はその代理店からの受注により製造した商品以外に本件商標を使用する権利がないため、本件輸入差止は並行輸入には当たらない。 ・本件申立ては侵害の事実の疎明が十分になされており、受理することは適当であると考える。	専門委員の意見を踏まえ 差止申立てを受理 (令和2年)
意匠権	意匠の類否	・登録意匠と差止対象物品の意匠は、登録意匠の要部である基本的構成態様において共通するだけでなく、具体的構成態様においても共通点を有し、他方、差異点は、いずれも共通点によってもたらされる美感に影響を及ぼすほどの差異ではないから、全体的な美感を共通にするものである。したがって、差止対象物品の意匠は、登録意匠に類似するものと認められる。 ・本件申立ては侵害の事実の疎明が十分になされており、受理することが適当であると認められる。	専門委員の意見を踏まえ 差止申立てを受理 (令和2年)
商標権	立体商標の類否	・登録商標と差止対象物品とは、所定方向から見た場合に視覚に映る姿において 共通点を有し、ないし近似するものであり、相違点については、上記共通点ない し近似点を凌駕するほどの異なる印象を看者に与えるものではないから、両者 は立体的形状全体として観察した場合における外観が類似するものというべき であり、侵害の事実を疎明するに足りると認められる。 ・申立人の提出資料から、登録商標と差止対象物品については外観の相違が一部 あるとしても、商品・役務の出所について誤認混同を生ずるおそれがあり、侵害 の事実を疎明するに足りると認められる。 ・申立人の提出資料からは、差止対象物品と登録商標の外観上の差異について類 似とする理由が疎明されていないことから、侵害の事実は疎明するに足りていな いと判断する。	専門委員の意見を踏まえ 差止申立てを受理 (平成28年)
意匠権	意匠の類否	・登録意匠と差止対象物品の意匠については一致点が相違点を十分に凌駕しているものであると評価できるものである。申立人により提出された全証拠は、差止対象物品が本件意匠権を侵害する物品であるとの事実を疎明するに足りるものと認められる。 ・登録意匠と差止対象物品の意匠の一致点は両意匠の差異点を凌駕するものと考えられ、このため、両意匠は類似しているものと思料する。申立人により提出された証拠は、侵害の事実を疎明するに足りる証拠と認められる。 ・差止対象物品の意匠は、本意匠と要部において相違する点があり、需要者の視覚を通じて起こされる美感が異なると判断する。申立人により提出された証拠が侵害の事実(侵害物品の意匠が本意匠権の意匠と類似であるとの事実)を疎明するに足りないと判断する。	専門委員の意見を踏まえ 差止申立てを受理 (平成26年)
意匠権	意匠の類否	・差止対象物品が本件登録意匠の類似範囲に属するか否かについて物品と形態からみると、物品は同一と認められ、形態については、少なくとも審査過程において参考とされた公知意匠及びこれとは別に申立人が開示する公知意匠を考慮する限り、共通点が差異点を凌駕しており両者は類似する。なお、申立人が整理した共通点及び差異点は専門委員の判断と一致し、その差異点が美感を左右しないという結論についても同じである。 ・本件輸入差止申立てにおいては、申立時に、差止対象物品が本件登録意匠の範囲に属することについて「鑑定書」を提出し、また、公知意匠についても意匠調査を行ってその結果を開示しており、疎明作業としては充分である。それら提出された証拠によって、本件登録意匠の類似範囲に属することの疎明はなされ、当該申立てに係る侵害の事実を疎明するに足りると認められる。	専門委員の意見を踏まえ 輸入差止申立てを受理 (平成24年)

知的財産 の種別	主な争点	専門委員意見の概要	処理結果及び処理年
著作権	· 著作物性 · 同一性 · 依拠性	・「携帯型ゲーム機用のカード抜け検出用プログラム」には、関数や変数の定義の仕方や記述の順序、サブルーチンの構成や条件文の記述方法や記述の順序などから、プログラム全体の記述内容に選択の幅が存在し、かつ、プログラムの記述としては、プログラムの創作者の工夫が凝らされ、そこに個性があることを否定できないので、「携帯型ゲーム機用のカード抜け検出用プログラム」は著作物性を有していると認めてよいと考えられる。 ・「携帯型ゲーム機用のカード抜け検出用プログラム」のバイナリコードと、本申立てに係るマジコンに格納されたプログラムのバイナリコードを比較した結果、本申立てに係るマジコンに格納されたプログラムについては、「携帯型ゲーム機用のカード抜け検出用プログラム」との同一性を認めてよいと考えられる。 ・本申立てに係るマジコンに格納されたプログラムが、「携帯型ゲーム機用のカード抜け検出用プログラム」とバイナリコードのレベルで同一であること、及び、申立人の許諾なく「携帯型ゲーム機用のカード抜け検出用プログラム」とバイナリコードのレベルで同一であること、及び、申立人の許諾なく「携帯型ゲーム機用のカード抜け検出用プログラム」を複製したプログラムを格納しているマジコンを作り出す技術的手段が存在し、申立人以外の第三者が同手段を利用しうる合理的可能性が存することから、本申立てに係るマジコンに格納されたプログラムは「携帯型ゲーム機用のカード抜け検出用プログラム」に依拠して作成されていると認めてよいと考えられる。	専門委員の意見を踏まえ 差止申立てを受理 (平成22年)
特許権	・国内消尽の当否 ・並行輸入の当否	・差止対象物品は日本で生産されて、海外の100%子会社へ輸出されているが、国外で初めて譲渡されたと考えられるので、本件申立に係る特許権が国内において消尽したとは言えない、と考えられる。 ・BBS事件最高裁判決において示された、真正商品の並行輸入が是認されない要件としての「合意内容(輸出禁止等)の表示」については、同判決の趣旨から、輸入時に表示がされていなくても、表示がされた事実が確認できればそれで足りるとみるべきで、本件申立については、過去に表示がされた事実が確認できることから、並行輸入は認められない、と考えられる。	専門委員の意見を踏まえ 差止申立てを受理 (平成21年)
意匠権	・意匠の利用関係の当否 ・国内消尽の当否 ・並行輸入の当否	・差止対象物品は本件申立に係る意匠権の物品とは異なるが、差止対象物品の意匠は、本件申立に係る登録意匠をその特徴を破壊することなく、他の構成要素と区別しうる態様において包含しており、両者は、差止対象物品を実施すると、必然的に本件登録意匠を実施することになる関係、すなわち利用関係がある、と考えられる。 ・差止対象物品は日本で生産されて、海外の100%子会社へ輸出されているが、国外で初めて譲渡されたと考えられるので、本件申立に係る意匠権が国内において消尽したとは言えない、と考えられる。 ・BBS事件最高裁判決において示された、真正商品の並行輸入が是認されない要件としての「合意内容(輸出禁止等)の表示」については、同判決の趣旨から、輸入時に表示がされていなくても、表示がされた事実が確認できればそれで足りるとみるべきで、本件申立については、過去に表示がされた事実が確認できることから、並行輸入は認められない、と考えられる。	専門委員の意見を踏まえ 差止申立てを受理 (平成21年)
意匠権	・意匠の類否 (部分意匠) ・間接侵害	・「本件差止対象を輸入する行為は、業として、本件登録意匠に係る物品の製造にのみ用いる物の輸入をする行為であるため、本件登録意匠の意匠権の間接侵害に該当する。」・「申立人によって提出された全証拠を精査・検討した限り、本件差止対象について本件意匠権を侵害している事実を疎明しているものと結論できる。」 ・「本件差止対象物品の輸入は、本件登録意匠に類似する意匠に係る物品の製造にのみ使用するものを輸入する行為に該当し、本件意匠権を侵害するとの疎明がされたものと認められる。」(専門委員から申立人に対し、関税法個別通達『知的財産侵害物品の取締りに関する専門委員制度の運用等について』(財関第802号 平成19年6月15日)における「第1章4.(4)専門委員による追加資料等の求め」に基づく追加資料等の求めがなされ、申立人から、本件差止対象が本件登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品の製造にのみ用いる物に該当するか否かについて、侵害疎明の補充がなされた。)	専門委員の意見を踏まえ 差止申立てを受理 (平成20年)

知的財産 の種別	主な争点	専門委員意見の概要	処理結果及び処理年
意匠権	・意匠態様の特定 ・意匠の類否	・「差止対象に係る意匠は、本件登録意匠と類似するというべきである。」 ・「侵害の可能性はあるが、疑問点もあり、提出された資料だけでは、類似と判断することはできない。」 ・「差止対象に係る意匠は、本件登録意匠と対比できる程度に特定され、本件登録意匠と類似すると認められるので、本件輸入差止申立てを受理すべきである。」(差止対象は、輸入差止申立書において単一方向からの斜視図のみによって特定されていた。専門委員から申立人へは、関税法個別通達『知的財産侵害物品の取締りに関する専門委員制度の運用等について』(財関第802号 平成19年6月15日)における「第1章4.(4)専門委員による追加資料等の求め」に基づく追加資料等の求めがなされ、申立人から差止対象の意匠態様にかかる補充がなされた。)	専門委員の意見を踏まえ 差止申立てを受理 (平成20年)

<sup>(</sup>注)令和4年7月以降は全ての案件を、同年6月以前は専門委員意見照会を行った案件のうち当事者の同意を得たもののみを掲載しています。